

国外外来種一覧（底生動物）

No.	綱和名	目和名	科和名	種和名	特定外来生物及び 要注意外来生物	北海道		関東		北陸		中部		近畿					中国			四国		九州				合計							
						湧別川	石狩川	相模川	姫川	黒部川	小矢部川	鈴鹿川	宮川	淀川（瀬田川）	淀川（猪名川）	淀川（木津川）	淀川（野洲川）	淀川（淀川）	加古川	揖保川	北川	天神川	高津川	佐波川	肱川	重信川	筑後川		六角川	本明川	球磨川				
1	渦虫綱	順列目	サンカクアタマウズムシ科	アメリカナミウズムシ																														6	
2				アメリカナミウズムシ																														3	
3	腹足綱	原始紐舌目	リンゴガイ科	スクミリンゴガイ	要注意（注意喚起）																													8	
4		盤足目	ミスヅボ科	コモチカワツボ																														2	
5			ミスゴマツボ科	トライミスゴマツボ																														1	
6		新腹足目	ムシロガイ科	カラムシロ	要注意（不足）																													1	
7		基眼目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ																														5	
8				ハブタエモノアラガイ																														13	
9			サカマキガイ科	サカマキガイ																														24	
10	二枚貝綱	イガイ目	イガイ科	カワヒバリガイ	特定																													2	
11				コウロンカワヒバリガイ	要注意（不足）																													6	
12		マルスダレガイ目	カワボトトギス科	イガイタマシ	要注意（不足）																													3	
13			シジミ科	タイワンシジミ	要注意（不足）																													7	
14				カネツケシジミ																														1	
15			マルスダレガイ科	シナハマグリ	要注意（不足）																													1	
16		オオノガイ目	クチベニガイ科	ヒラタヌマコダキガイ																														1	
17	ゴカイ綱	ケヤリムシ目	カンザシゴカイ科	カナヤドリカンザシゴカイ	要注意（不足）																													1	
18	顎脚綱	フジツボ目	フジツボ科	タヂマフジツボ	要注意（不足）																													6	
19				アメリカフジツボ																														7	
20				ヨーロッパフジツボ																														5	
21	軟甲綱	ヨコエビ目	マミスヨコエビ科	フロリタマミスヨコエビ																														10	
22		エビ目	ザリガニ科	ウチダザリガニ	特定																													1	
23			アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	要注意（検討）																													19	
24			ワタリガニ科	チチュウカイミドリガニ	要注意（不足）																													1	
25	昆虫綱	カメムシ目	アメンボ科	トガリアメンボ																														1	
26	被口綱	PlumateIida	オオマリコケムシ科	オオマリコケムシ																														2	
27	ホヤ綱	マボヤ目	モルグラ科	マンハッタンボヤ																														1	
水系別確認種類数						3	1	10	1	1	4	10	7	7	9	4	6	14	10	9	3	4	1	6	2	4	8	5	4	5			27		
地方別確認種類数						3		10		5		10						17				7		5				13							

凡例） 特定：外来生物法により外来生物に指定されている外来生物  
 要注意（検討）：外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、被害に係る一定の知見はあり、引き続き特定外来生物等への指定の適否について検討する外来生物  
 要注意（不足）：外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物  
 要注意（注意喚起）：外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物（他法令の規制対象種）

注）種数の計数は「平成18年度版 河川水辺の国勢調査マニュアル[河川版]（生物調査編）」に準拠して行った。